

防災マニュアル

再改定版

(保護者用)

※青文字は R8 加除訂正 再改定版は青文字に下線

府中市立小柳小学校

令和6年9月

1 保護者の方に知っていただきたいこと

- ① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。
- ② 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、配信されます一斉メールの配信不能、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「子供の命を守る」ということを考えての対応をお願いします。緊急時の本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- ③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の住民との連携、集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在の家庭の児童の安全をどのように図っていくか、校外委員会等で、地区・ブロック単位で防災対策について話し合い、決定事項に関しては周知徹底をよろしくお願いいたします。
- ④ 災害はいつ起きてもおかしくありません。
《お子様が登下校中の場合》
 - ア 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。
 - イ 登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
 - 安全に気を付けて、登下校する。
 - 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。
《お子様が家庭にいる場合》
 - ア 自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。
- ⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。
 - ア 常勤の仕事をされている保護者の場合、低学年（1年～3年）は学童保育及び放課後子ども教室との連携を密にしてください。学童保育と小学校は管轄が違いますので、学校に学童保育の対応を問い合わせても分かりません。学童保育の方へ

連絡、確認をお願いします。

イ 学童に通っていない児童、高学年の児童の保護者が災害時不在の場合、地域内、保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。

ウ 家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場所）をつくるなどして防災対策を徹底してください。

エ 児童が下校した時に保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。

⑥ スマート連絡帳に登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを一斉メールで流すことになります。スマート連絡帳への登録をいただきますようお願いいたします。また、スマート連絡帳が受信できなくなった場合は、速やかに学校まで連絡ください。携帯電話等の機種変更によりメールアドレスが変わる場合には再登録をお願いします。登録できない方は担任までお知らせください。

⑦ 引き渡しカードについて。

本校では、大規模地震が発生した時、警戒宣言が発令された時、または大きな事故や事件が生じた時等は、原則として保護者への引き渡しを行います。引き渡しの際には、一斉メールにて連絡します。

引き渡しの際には、「児童カード」をもとに、児童を引き渡します。

そのため、毎年「児童カード」を提出していただきます。

保護者以外の方が引き取る場合、誘拐防止等のため、カードに記入されていない方へは引き渡しをしませんので、確実に記入ください。

他にも家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。地域の防災訓練に親子で参加するなど、家庭内で防災意識を高めてください。災害によっては学校が安全地域でない事態もあります。学校の判断・決定をご理解いただいた上で、家庭・地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

2 災害時の学校側の対応

(1) 台風接近、多摩川増水等の対応について

① 登校時に関わること・・・下記事項を確認して、対応をお願いします。

ア 気象庁から「府中市」に**暴風警報**、または**暴風特別警報**（現象は問わない）が発令されている場合は、午前6時30分に学校は、保護者に学校の「臨時休業」または「登校時刻の変更」等について連絡します。

イ 多摩川の水位上昇に伴う対応として、府中市が**警戒レベル3 高齢者等避難**を発令している場合は、午前6時30分に学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

府中市が**警戒レベル4 避難指示**を発令している場合は、午前6時30分に学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

ウ 土砂災害警戒区域に府中市が**警戒レベル4 避難指示**を発令している場合は、午前7時に学校は、保護者に「土砂災害警戒区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。児童は保護者等と安全な場所に避難してください。ただし、保護者と一緒に避難できない場合は登校させて構いません。

エ 気象庁から府中市に気象防災速報（極端な気象の悪化等）が発令された場合（線状降水帯の発生など、今後、報や市の避難情報が発令される可能性が高い場合を想定）は、午前6時30分に学校は、保護者に学校の「臨時休業」または「登校時刻の変更」等について連絡します。

発令されていない、あるいは午前6時30分までに解除された場合は通常登校となります。必要に応じてスマート連絡帳で連絡し登校を遅らせるなどの対応を連絡します。

学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、保護者の判断で登校を遅らせたり自宅待機させたりすることもできます。その場合は遅刻や欠席にはなりません。

② 下校時に関わること・・・随時、スマート連絡帳、ホームページ等で連絡します。

ア 下校時に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。

暴風警報・暴風雪警報、特別警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、連絡します。

イ 下校時に暴風警報等が解除されている場合でも、台風の予想進路や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、また大雨・暴風等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別が付きにくい、また、風の影響による様々な危険など、安全に歩けない状況にある時には、学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。また、安全に歩いて帰ることができる判断した場合は下校とします。状況によって一斉集団下校を実施します。その場合も連絡します。

ウ 状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、連絡をします。

エ 登校後に暴風警報等が発令された場合は、基本的に学校待機となります。ただし、学校が必要と判断した場合には、保護者への引き渡しを行います。

オ 児童在校時、多摩川の水位が上昇し、「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令が出された場合は、原則として安全な場所に避難します。風雨の状況や多摩川の水位の状況を見て、垂直避難か四小への避難を判断します。場所を確定したら保護者への引き渡しを行います。その旨スマート連絡帳でお伝えします。

③ 翌日に関わること・・・学校よりスマート連絡帳、ホームページ等にて、翌日の対応について連絡します。

※テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
で「府中市」「多摩川」の警報・注意報の発令を確認してください。

(2) 府中市で大規模の地震（震度5弱以上）が発生した場合

① 児童が在校していた場合

ア 保護者への引き渡しを実施します。スマート連絡帳、ホームページ等により連絡しますが、連絡の有無に関わらず震度5弱以上の地震が発生した場合は引き取りをお願いします。

※スマート連絡帳の配信不能、電話回線がつかない等の事態が生じた場合には、災害ダイヤル171でも連絡します。

イ 保護者が引き取りに来るまで、学校で責任をもってお子様を保護いたします。

② 児童が、遠足等で校外にいた場合

ア 児童の安否を確認後、学校からスマート連絡帳、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。

イ 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。帰校できない状況（交通網遮断等）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。

帰校が困難な場合には、現地まで迎えにきていただくことも考えられます。

※ 児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

（例）各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

・学校に行く ・家庭に帰る ・近隣の〇〇への避難 ・その他

※ 夜間・休日の場合

保護者の責任においてお子様の安全確保を図ってください。（一時避難所への避難等）

(3) 警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方も準警戒地区に指定されます。本校におきましても、警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 警戒宣言は、市役所からのサイレン（3回連呼）や消防車、パトカーのサイレンなどで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。
- ② 午前6時現在、発令されている場合は、**休校**となります。（その後解除されても休校です。）
- ③ 午前6時以降、登校前に発令された場合も、**休校**となります。（すでに登校している場合は④の対応です。）
- ④ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切ります。発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りにご来校ください。
- ⑤ 児童を引き渡す際には、学校に保管している「児童カード」をもとに、保護者またはカードに記入されている代理人の方に、帰宅先を確認してから、児童を引き渡します。カードに記入されていない方には、申し出があっても引き渡しはできません。
※引き取りのない児童については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護します。
- ⑥ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようにしてください。解除後の授業再開の時期については、下記のとおりです。

- 午前6時現在で解除されている場合・・・・・・・・・・・・・平常どおりの授業。
- 午前6時以降に解除された場合・・・・・・・・・・・・・当日休校とする。

（４）全国瞬時警報システム（Jアラート）が通知された場合

① 児童が在校していた場合

- ア 原則として校内に引き留めます。特に問題がない場合は通常の活動に戻します。
- イ 状況の悪化が予想される場合は保護者への引き渡しを実施することもあります。

② 児童が、遠足等で校外にいた場合 （３）と同じです。

③ 児童が登校前の場合

通知の内容を確認し、安全が確保できないと判断した場合は、登校を見合わせてください。その後の対応については、一斉メール等で連絡します。

◎以上のお示ししました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適正な方法を考え実施いたします。

災害用伝言ダイヤル 171（災害ダイヤル 171）

災害時、メール配信不能や電話回線不通などの状況になった場合、安否の確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤル（災害ダイヤル 171）を活用します。

① 「171」をダイヤルします。

[ガイダンス]

「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は「1」、再生される方「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。」

② 再生「2」を選択する。

[ガイダンス]

「被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」

③ 小柳小学校の電話番号「042-365-5371」を入力する。

※ 伝言ダイヤルセンターに接続されます。

[ガイダンス]

「電話番号「042-365-5371」の伝言をお伝えします。

プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと「#（シャープ）」を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。

なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。」

④（プッシュ式電話の場合）「1」「#（シャープ）」を押す。

（ダイヤル式電話の場合）そのまま待つ。

[プッシュ式電話の場合のガイダンス]

新しい伝言からお伝えします。

伝言を繰り返すときは、数字の「8」のあと「#（シャープ）」を、次の伝言に移るときは、数字の「9」のあと「#（シャープ）」を押してください。

[ダイヤル式電話の場合のガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。

④ 伝言が再生されます（30秒以内なので、要点のみお知らせします）。

◎伝言の例

「府中市立小柳小学校です。現在、児童は校庭に避難しており全員無事です。児童の引き渡しを行いますので、引き取りをお願いします。」

[プッシュ式電話の場合のガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音されるときは、数字の「3」のあと、#（シャープ）を押してください。【伝言の追加はできません。そのままお待ちください】お伝えする伝言は以上です。

[ダイヤル式電話の場合のガイダンス] お伝えする伝言は以上です。

※上記②再生「2」を選択する操作で、「1」を選択すると伝言を吹き込む操作になります。誤って小柳小学校の災害ダイヤルに伝言を入れたり無言の登録をしたりしないようお気を付けください。

災害発生時の行動フロー

1	登校時	台風接近・大雨・多摩川増水の場合
---	-----	------------------

午前7時まで
テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ http://www.jma.go.jp/jma/index.html で「府中市」「多摩川」の警報・注意報の発令を確認

<u>午前6時30分</u>
府中市に暴風警報、特別警報、高齢者等避難、避難指示 等が発令されているかどうか

発令されている場合			発令されていない場合
暴風警報または 特別警報	多摩川の水位上昇に伴う 高齢者等避難・ 避難指示	土砂災害警戒区域 に避難指示	安全に気を付けて通常 通り登校
臨時休業または 登校時間の変更	臨時休業	土砂災害警戒区域 に居住する児童は 避難	

※ 臨時休業でない場合であっても、保護者の判断で登校を遅らせたり自宅待機させたりすることもできます。

2	在校時・下校時	台風接近・大雨・多摩川増水の場合
---	---------	------------------

下校時に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されているかどうか

発令されている場合			発令されていない場合
暴風警報・暴風雪 警報・特別警報	多摩川の水位上 昇に伴う 高齢者等避難・避 難指示	土砂災害警戒区 域に避難指示	下校（状況により方面 別下校） ただし、帰宅が危険な 場合は学校待機 →引き渡し 安全が確認された場合 方面別下校
学校待機 →引き渡し	府中四小に避難 →引き渡し	土砂災害警戒区 域に居住する児 童は学校待機 →引き渡し	
解除の場合下校（方面別下校）			

3	府中市で大規模地震が発生した場合（震度５弱以上）
---	--------------------------

在校中	引き渡しをします。速やかに学校にご来校ください。
-----	--------------------------

校外学習中	帰校可能	帰校後、引き渡しをします。
	帰校不可能	現地にて引き渡しをします。

4	学校からの連絡方法
---	-----------

1	スマート連絡帳	基本的にはスマート連絡帳で連絡します。
2	学校ホームページ	https://www.fuchu-tokyo.ed.jp/fuchu18s/
3	災害ダイヤル１７１	１，２が使用できない場合、１７１をダイヤルし、ガイドンスに従って伝言の再生を行ってください。
4	学校掲示板	他の連絡手段がない場合、校内の掲示板または校門に掲示